

年度経営計画

令和4年度

 岩手県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

県内経済は、各種政策の効果もあり雇用情勢は有効求人倍率が足元では上昇しているものの、公共投資や設備投資は弱含みとなり個人消費に足踏み感が見られるほか生産活動も一進一退の動きとなる等、全体としては概ね横ばいの状況となっている。

今後についても原材料価格、ウクライナ情勢による原油価格の高騰等経済への影響に加えて、新型コロナウイルスの感染はオミクロン株を中心に拡大傾向が続き、年明け以降に感染が急速に拡大し行動の自粛を背景とした消費マインドの悪化などが懸念され、県内経済の先行きは不透明感が強いと言わざるを得ず、引続き動向を注視していくことが求められる。

イ 中小企業を取巻く環境

県内の企業倒産は政府や金融機関等の各種資金繰り支援の効果が見われ、小康状態が続いてきたが、長期化するコロナ禍において倒産件数は緩やかな増加傾向を示している。

オミクロン株の流行拡大や資材高騰環境、供給制約といった不安材料も見受けられることから今後も厳しい経営環境が続いていくものと思われ、引続き地域や企業の実情に合わせた細やかで適切な支援を行なっていく必要がある。

(2) 業務運営方針

当協会は、中期事業計画（令和3年度～令和5年度）において、中期ビジョンを「岩手を支える中小企業をとことん応援します」と定め、基本方針を「中小企業本位」×「自己変革」と位置付けた。

中期事業計画の2年度目に当たる令和4年度については、ポストコロナを見据えた中小企業支援をより本格的に展開することとし、積極的な信用保証ときめ細かい経営支援により県内中小企業の持続可能性を高めるべく取り組んでいく方針である。

また、これらを推進していくためには、金融機関及び関係機関との連携強化はもとより、職員のスキルアップによる組織的強化も必要不可欠であり、以下に掲げる具体策を積極的に推進していく。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

県内経済は、新型コロナウイルスの影響により、個人消費、企業の生産活動、設備投資が低迷した状況が続くなか、ワクチン接種の普及等により重症化リスクが低下したこと等から、緩やかな持ち直し傾向にあったが、コロナウイルス変異株の発生、ウクライナ情勢悪化に伴う資源価格高騰等により、経済活動が一部弱含みに転じており、今後の景気見通しには不透明感が漂っている。

政府の各種政策や新型コロナウイルス対応の経口薬開発等による景気持ち直しの期待はあるが、当県は、上記コロナ禍に加えて東日本大震災、台風被災等の影響により、過剰債務に陥っている企業が多く、今後も資金繰り補填資金や既往借入組替資金、ビジネスモデル転換に必要な資金等、金融・事業改善に係るニーズが発生することが予想される。

上記現状認識のもと、金融支援については、財務面のみに捉われることなく、当該企業の事業性、将来性等を加味した上で与信判断を行い、ニーズに合った保証制度・組立提案をしながら、金融機関と連携して積極的な信用保証を提供していくこととし、次に掲げる具体的な課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 積極的な信用保証

- (ア) 必要十分な信用供与
- (イ) ニーズに応える保証制度の創設
- (ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化
- (エ) 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携
- (オ) 顧客利便性の向上及び適切な事務処理のための業務の見直し

イ 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

(3) 課題解決のための方策

ア 積極的な信用保証

- (ア) 必要十分な信用供与
 - a 財務改善途上にあり、償還力が不足している企業等に対しては、短期継続型保証「5ing」等の疑似資本的な制度を活用すると

もに、日本政策金融公庫等の資本性劣後ローンとの協調等も検討しながら、借入の長短バランス組立を考慮し支援する。

b 業績が低下している企業であっても、表面財務のみで与信判断することなく、企業訪問、ローカルベンチマーク活用等により、事業性、将来性を理解したうえで、必要に応じて伴走支援型特別保証への誘導を行う等、金融機関と連携しながら積極的な信用保証を行う。

c 目利きカテゴリーに該当する企業については面談を行い、金融・経営両面の課題を確認の上、最適な金融組立を提案するとともに、必要に応じて支援ツールを活用する等、シームレス支援を行う。

(イ) ニーズに應える保証制度の創設

保証制度検討委員会を立ち上げ、中小企業アンケート結果等により企業ニーズ、現況を把握・検討し、必要に応じて関係機関と連携しながら地域課題、社会的課題に対応した利便性の高い保証制度を創設する。

(ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化

a 「連携支援協調パッケージ」の積極的活用により金融機関との連携を深め、コロナ禍で影響を受けた企業等に対する支援体制を構築する。

b 日頃から金融機関との対話を重視するとともに、金融懇談会、業務推進懇談会及び勉強会を開催し、適切なリスク分担による協調の必要性等を共有の上、更なる連携・協調体制を構築する。

(エ) 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携

保証担当部署と保証統括部署が連携して県、市町村、業界団体等と支援施策等の情報交換を行い、地域課題等を共有の上、課題解決のための融資制度創設や保証料・利子補給等の支援策を検討する。

(オ) 顧客利便性の向上及び適切な事務処理のための業務の見直し

a 保証プロセス等見直し委員会を立ち上げ、保証業務に関する事務処理プロセスの改善検討を実施し、企業、金融機関の利便性の向上と適切な事務処理の両立を図る。

b 事前協議管理及び案件配賦方法の基準を設けることにより、業務効率の向上と適正化を図るとともに人材育成に役立てる。

c 「認証付電子保証書」の周知を未実施金融機関に行い、協力が得られる金融機関から順次実施する。

イ 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

a 被災企業にはアフターフォロー訪問を行い、適切な金融・経営支援を行うことで復興の下支えをする。

b 債権買取先については、業況・課題把握を徹底するとともに、必要に応じて金融機関、岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構（以下「両機構」という。）等と連携し、課題解決支援を行う。

- c エグジット予定案件については、適時適切なタイミングでリファイナンス対応できるよう、金融機関、両機構等と情報共有を密に行い、連携して対応する。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

東日本大震災、コロナ禍の影響により過剰債務を抱え収益改善途上の企業が多い中、「経営支援強化促進補助金事業による専門家派遣」を主たる支援ツールとしてこれまで積極的に経営支援を行ってきた。短期目標の設定管理、独自支援を併せて実施することで、改善への企業の能動性や金融機関との役割分担・連携面については向上したが、未だ部署・担当者間でのレベル差が課題となっている。

今後はポストコロナを視野に入れ、経営支援に対するニーズが一層大きくなることが予想されるため、支援スキルとマインドの組織的レベルアップを図り、引続き金融機関や支援機関等と緊密に連携しながら、経営支援の質量の更なる充実を図ることが求められる。

上記現状認識のもと、企業が抱える経営課題・ニーズに対応したきめ細かい経営支援を実現するため、次の具体的な課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援
- (イ) 創業、事業承継支援の強化
- (ウ) 金融機関と連携した伴走支援
- (エ) 企業再生への積極的な取り組み
- (オ) 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携
- (カ) 経営支援の効果検証
- (キ) 経営支援の組織的レベルアップ
- (ク) ファンドへの出資の検討

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援

- a 企業情報の収集に加え McSS や業種別審査辞典を活用するなどして仮説を立てた上で面談を行い、仮説に固執すぎないよう留

意しながら、総合的判断に基づき経営課題を抽出し、経営者と共有する。

b 共有した経営課題及び課題解決に向けた改善の方向性に基づき最適な支援ツールを提案し、伴走支援を行う。

(イ) 創業、事業承継支援の強化

a 創業案件は、創業者と面談の上、創業支援パッケージ（いわてドリームパスポート）及び女性起業家支援チーム（〈幸呼来〉〈さっころ〉）の活用や日本政策金融公庫、商工団体との連携協調を行いながら、安定成長に向けた総合支援を実施する。

b 事業承継案件は、面談を重ねることにより関係性を構築し、専門家派遣による承継支援、事業承継・引継ぎ支援センターへの橋渡し、事業承継特別保証の利用促進を行う。

c 各種セミナーの実施、参加により、創業、事業承継の気運を醸成する。

(ウ) 金融機関と連携した伴走支援

効果的な本業支援を実施するため、企業の経営課題、改善の方向性を金融機関と共有し、それぞれが持ちうる最適な支援策を分担しながら経営改善の伴走支援を行う。

(エ) 企業再生への積極的な取組み

事業再生が必要とされる案件には、金融機関、中小企業活性化協議会等と連携して最適な支援案を検討するとともに、中小企業の事業再生等のガイドライン、経営者保証ガイドライン等を適切に活用しながら支援を行う。

(オ) 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携

a 保証担当部署及び企業支援課は、いわて企業支援ネットワークや関係機関と連携、情報共有の上、企業の経営課題に対して最適な支援機関、支援策を仲介、提案する。

b 各機関が実施する支援施策を調査し、連携が効果的と思われる施策については活用を行い、総合的な支援に繋げる。

(カ) 経営支援の効果検証

昨年度定めた指標を基に検証試行することで効果検証の正式実施に向けた準備を行う。

(キ) 経営支援の組織的レベルアップ

当協会、他協会及び金融機関の経営支援に関する成功事例やノウハウ等の情報の横展開、経営支援ミーティング実施による職員間の意見交換、議論により、経営支援マインド、スキルの組織的レベルアップと向かうべきベクトルの統一を図る。

(ク) ファンドへの出資の検討

ポストコロナ局面において、事業の再生を志向している企業等を支援するため、金融機関、支援機関と連携、情報交換を行い、再生ファンド等への出資を検討する。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

コロナ禍の影響から条件変更、延滞、事故、代位弁済は増加傾向で推移しており、また、財務の毀損が進んでいる企業も現出していることから、今後、更に増加する可能性があり、今まで以上に手厚い支援が必要である。

上記現状認識のもと、地域経済の付加価値の源泉である中小企業の事業継続性を高めるためには、金融機関と連携し、早期に課題及び窮境原因を把握し、改善の方向性について検討した上で支援を行うことが必要であり、次の具体的な課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 正常化に向けた期中管理

(ア) 期中管理早期対応による正常化支援

(イ) 金融機関と連携した期中管理

(3) 課題解決のための方策

ア 正常化に向けた期中管理

(ア) 期中管理早期対応による正常化支援

a 延滞先、事故先については、「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」により事業実態、窮境要因及び改善の方向性を把握し、早期に対応方針を明確にした上で正常化に向けた支援を行う。

b 保証料未納先については、「未収保証料明細表」により業況悪化のシグナルを早期に掴み、未納原因及び対応策を把握の上、早期解決を図る。

c 条件変更繰り返し先に対する企業訪問を実施し、経営課題を確認の上、金融・経営支援を行う。

(イ) 金融機関と連携した期中管理

延滞企業については金融機関と定期的に情報を共有し、必要に応じて金融機関担当者との同行訪問や改善計画に対する実績状況等のモニタリングを実施し、連携して正常化支援を行う。

【回収部門】

(1) 現状認識

第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少、経営者保証非徴求の増加等により、回収を取り巻く環境は一層厳しさを増していく

ことが予想される。

このような厳しい環境にあっても、連合会が示す回収部門における基本ポリシーの考え方に則った適正な回収に引き続き努めることとし、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者に対しては、事業再生、金融正常化等に積極的に関与し、提案を行う。

また、効率を重視しながら求償権を行使する義務と費用対効果とのバランスを考慮した管理体制の整備を進める。

(2) 具体的な課題

- ア 適切な対応による回収
- イ 求償権消滅保証による企業再生支援
- ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(3) 課題解決のための方策

- ア 適切な対応による回収
 - (ア) 代位弁済が避けられない案件で一定の回収が見込まれる場合は、代位弁済前の面談の際に回収担当の職員も同席し、返済方針に係る交渉や回収の糸口となる調査を行うことで代位弁済直後の初動対応につなげる。
 - (イ) 死亡や行方不明により交渉が途絶えている関係人については、顧問弁護士や民間調査機関を活用の上相続人や居所を特定し、速やかに入金交渉を行い、誠意のない関係人に対しては法的措置を検討する。
 - (ウ) 担保物件等は、物件所有者の実情を勘案し、任意売買、競売申立、担保権協定締結等状況に応じた適切な措置に早期に着手することとし、任意売買の場合は関係人の同意の上信頼できる不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページや保証月報に掲載し、物件売却を促進する。
 - (エ) 無担保求償権については関係人の生活実態を把握し、心情等にも配慮しながら適切に回収を行う。
 - (オ) 一定期間定例入金を継続している求償権関係人に対しては、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図る。
- イ 求償権消滅保証等による企業再生支援
 - (ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が可能と判断できる先については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関とも連携し、求償権消滅保証や中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく事業再生を推進する。
 - (イ) 求償権消滅保証等の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証等の取組みを推進する。
 - (ウ) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて適切に対応する。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

- (ア) 回収が見込めず管理の実益に乏しい求償権は早期に管理事務停止措置を講じ、管理事務停止先で求償権整理が可能な先は遅滞なく手続を行う。
- (イ) 新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、新たなノウハウ獲得のための外部講師による勉強会開催や回収実績の良好な先進協会の視察を検討する。
- (ウ) 担当者それぞれが作成している顧客管理一覧表の書式を制定し、統一化する。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

- ア 令和3年度は、階層別による1on1ミーティング集合研修の開催等風通しの良い職場環境の構築に向けての改善活動に取り組んだが、役職員が信頼関係の下に自由に意見を交わし、能動的に行動できる組織風土への変革は道半ばである。中期事業計画における重点事項である県内中小企業のポストコロナに向けた中小企業支援を推進するためには、引き続き組織風土の変革と組織力の強化に向けて、職員の持てる能力を最大限発揮できる職場環境の整備と専門的な経営支援のスキルアップに向けた組織的なサポートが必要不可欠であり、以下に掲げる課題の解決のための方策に取り組む。
- イ 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて中小企業者や関係機関等からの信頼の確立を図るため、職員の倫理観向上、コンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除の組織的取組みを不断に進めることが重要である。
また、東日本大震災及び台風被害等の経験を生かし、職員の安全と業務の迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。
なお、個人情報については、適正な個人情報保護を図るため各部署で点検計画を策定し、定期的に点検するとともに監査を実施して適正な管理を行う必要がある。

(2) 具体的な課題

- ア 組織風土の変革
- イ デジタル化の推進
- ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成
- エ 効果的な広報活動の展開
- オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(3) 課題解決のための方策

ア 組織風土の変革

- (ア) メンティに対する研修受講後の「1 on 1 ミーティング」の実施状況に係る意識調査を実施し、課題の有無を確認の上必要とする改善に取り組む。
- (イ) ストレスチェック及び職員満足度調査の分析結果に示された問題点に対し、効果的な解決策を分析委託機関や専門家等から情報収集の上実施に向け取り組む。
- (ウ) 職場内コミュニケーションの活性化に向け、効果的な取組の好事例を収集の上実施に向け取り組む。

イ デジタル化の推進

- (ア) オンライン会議のための環境整備を始め、業務合理化・効率化に向けたデジタル化を推進する。
- (イ) 認証付電子保証書の交付に関し主管課と連携して金融機関、(株)保証協会システムセンター等との調整を行う。
- (ウ) 保証業務の電子化への取組みに係る情報収集を徹底し、主管課と情報を共有しながら必要とする電子化への内部準備を進める。

ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成

- (ア) 各協会の人材育成の取組状況について全国信用保証協会連合会のIPSを活用してアンケート実施し、情報を集約し効果的な人材育成の取組みを検討する。
- (イ) 中小企業診断士、信用調査検定の有資格者養成に対する組織的なサポート体制を検討し、実施する。

エ 効果的な広報活動の展開

ターゲットに応じた効果的な広報媒体や効果検証の在り方について職員から提案を募り、広報委員会において検討の上広報体系の整備を進める。

オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会（年4回）やコンプライアンス担当者会議（年4回）を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき研修等を実施し、組織を挙げて反社会的勢力からの不法・不当要求の排除を行う。
- (ウ) 職員の倫理観向上を図るため、コンプライアンス・チェックシート等調査の実施、結果の周知を行う。
- (エ) コンプライアンス、メンタルヘルス及びマナーをテーマとした職場内研修の実施及びコンプライアンスニュースの発行により職員の啓発活動を行う。

- (オ) 事業継続計画（BCP）に基づく机上訓練を実施する。
- (カ) 個人情報の保護に関する点検責任者は、個人データ管理規程等に基づき個人データ取扱点検の年間計画を策定し、定期的に点検・報告を実施する。
- (キ) 各部署からの個人データ取扱点検報告書により管理状況を把握するとともに、個人データの取扱状況の点検・監査規程に基づいた監査を実施し、必要に応じて改善を指導する。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	78,000	104.0	150.0
保証債務残高	326,000	90.6	88.6
保証債務平均残高	345,000	92.0	91.8
代位弁済（元利）	3,500	116.7	154.2
実際回収（元損）	470	104.4	97.1
求償権残高	1,396	171.5	127.0

積算の根拠（考え方）

<保証承諾>

一昨年度、新型コロナウイルス感染症対応による保証利用が急増したため、昨年度は反動により減少に転じたが、今年度は、経済見通しに不透明感があるものの、社会経済活動が回復するまでの補填資金や既往債務借換資金、ポストコロナに対応するためのビジネスモデル転換資金等、一定のニーズが見込まれるものと思われる。引き続き金融機関との連携を重視しながら、伴走支援型特別保証、当協会独自の連携支援協調パッケージ、短期継続型保証「5ing」等を活用のうえ、積極的な信用保証に取り組む方針であり、78,000百万円（前年度計画比104.0%）の計画とした。

<保証債務残高>

昨年度の保証承諾減少と残高構成比の過半を占めるコロナ関連制度の償還開始債権が更に増加すること、コロナ禍で影響を受けた企業の代位弁済増加が見込まれること等から、当面、残高の減少傾向が続くものと思われ、令和3年度末残高から一定の減少を見込み326,000百万円（前年度計画比90.6%）の計画とした。

<代位弁済>

今後についても新型コロナウイルスの影響により予断を許さない状況が続くことが予想され、資金繰りに行き詰まり、倒産する企業の増加が懸念されることから、代位弁済は前年を大きく上回っていくものと予想されるため、全体として3,500百万円とした。

<実際回収>

第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少等により回収を取り巻く環境は依然厳しいが、代位弁済直後の初期対応を徹底し、「基本ポリシー」に則った適切な回収に努め、求償権消滅保証による事業者の再生等にも積極的に取り組むこととし、470百万円の回収とした。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,463	91.0	90.4	1.00
保証料	3,070	91.0	91.1	0.89
運用資産収入	261	98.5	96.3	0.08
責任共有負担金	67	62.0	61.5	0.02
その他	65	110.2	79.3	0.02
経常支出	2,512	90.8	98.3	0.73
業務費	984	101.8	105.4	0.29
借入金利息	0	-	-	0.00
信用保険料	1,518	84.3	93.8	0.44
責任共有負担金納付金	0	-	-	0.00
雑支出	10	-	500.0	0.00
経常収支差額	950	91.4	74.4	0.28
経常外収入	5,455	123.4	152.3	1.58
償却求償権回収金	82	110.8	100.0	0.02
責任準備金戻入	2,313	97.6	98.8	0.67
求償権償却準備金戻入	191	489.7	477.5	0.06
求償権補てん金戻入	2,869	148.1	256.2	0.83
その他	0	-	-	0.00
経常外支出	5,634	119.8	152.1	1.63
求償権償却	3,180	140.5	298.6	0.92
責任準備金繰入	2,128	97.2	95.9	0.62
求償権償却準備金繰入	285	128.4	149.2	0.08
その他	41	157.7	17.9	0.01
経常外収支差額	△ 179	63.5	149.2	△ 0.05
制度改革促進基金取崩額	0	-	-	0.00
収支差額変動準備金取崩額	0	-	-	0.00
当期収支差額	771	101.8	66.7	0.22
収支差額変動準備金繰入額	385	101.9	66.6	0.11
基金準備金繰入額	386	101.8	66.8	0.11
基金準備金取崩額	0	-	-	0.00
基金取崩額	0	-	-	0.00

積算の根拠（考え方）

- 保証料については、平均保証料率がほぼ令和3年並みとして算出した。
- 運用資産収入は、現在の金利情勢を勘案し、利回りが低下するものと見込んで算出した。
- 責任共有負担金は、前年度上期確定額と責任共有代位弁済実績に負担割合を乗じた下期見込額を合算して算出した。
- 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。
- 信用保険料については、平均保険料率を前年度同率と見込んで算出した。
- 責任共有負担金納付金は、責任共有負担金受領見込額に対し平均填補率、支払保険料等を考慮し算出した。
- 償却求償権回収金は、実際回収が前年度見込比マイナスであることから、同様に見込んだ。
- 責任準備金戻入については、新基準導入初年度の遡及適用措置を適用し算出した。
- 求償権償却準備金戻入は、前年度の繰入見込額と同額とした。
- 求償権補てん金戻入は、保険金受領見込額、損失補償金の振替額分を考慮し、算出した。
- 求償権償却は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額から算出した。
- 責任準備金繰入は、新基準計算に従い算出した。
- 求償権償却準備金繰入は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年金 融中 機出 関え 等ん 負担 ・金	県	0	-	-
	市 町 村	0	-	-
	金融機関等	0	-	-
	合計	0	-	-
基金取崩		0	-	-
基金準備金繰入		386	742.3	66.8
基金準備金取崩		0	-	-
期末 基本 財産	基金	9,507	100.0	100.0
	基金準備金	13,592	107.2	102.9
	合計	23,099	104.1	101.7

制度改革促進基金取崩	0	-	-
制度改革促進基金 期末残高	0	-	-

収支差額変動準備金繰入	385	754.9	66.6
収支差額変動準備金取崩	0	-	-
収支差額変動準備金 期末残高	8,155	111.0	103.7

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	-	-
基金補助金		0	-	-
地方公共団体からの財政援助		1,071	118.3	97.1
保証料補給 (「保証料」計上分)		1,030	122.6	98.8
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		28	57.1	59.6
損失補償補填金		12	80.0	100.0
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	-	-
借入金運用益		1	100.0	100.0

積算の根拠（考え方）

<基本財産の造成>

平成 18 年度から県・市町村の出捐金及び金融機関の負担金は要請を見合わせており、基本財産は収支差額による自己造成に努める。

<地方公共団体からの財政援助>

保証料補給（「保証料」計上分）は、前年度の実績見込値を基に算出した。

保証料補給（「事務補助金」計上分）は、預託方式による運用益以外の部分を見込んだ。

<損失補償補てん金>

代位弁済計画に基づき算出した。

<借入金運用益>

借入金見込と預金金利の動向を基に算出した。

6 経営諸比率

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.89	△ 0.01	△ 0.01
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.08	0.01	0.01
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.29	0.03	0.04
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.17	0.01	0.02
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.12	0.02	0.02
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.44	△ 0.04	0.01
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	12.18	1.10	1.04
固定比率	(事業用不動産＋建設仮勘定)／基本財産	4.17	0.40	0.42
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	41.16	△ 1.07	△ 0.70
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	4.81	2.18	0.81
		1,396		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	14.11		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.01		
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	0.50	△ 0.74	△ 0.48

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。